【旧事業名:福島市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業】

## 高齡者住宅改修助成事業

福島市では、<u>高齢者の方が</u>快適で安全な在宅生活が送れるよう住宅改修に対し 工事費の助成を行っております。ただし、<u>利用される方の体の状況</u>によって助成 事業が異なります。

- 介護保険における要介護認定を受けている方は、
  - → 介護保険による住宅改修費の支給を受けられる場合があります。担当の ケアマネージャーにご相談ください。
- 要介護認定を受けていない方は、
  - ⇒ この「高齢者住宅改修助成事業」の支給を受けられる場合があります。以下の対象要件をご確認ください。↓

## 「高齢者住宅改修助成事業」を利用できる方って?

介護保険における要介護認定で「自立」と認定された方、又は要介護認定を 受けていないが、明らかに「自立」 相当と認められる方で以下の①から④の すべてに該当する方。

- ①福島市内に住所のある65歳以上である
- ②本人及び世帯全員が市民税非課税である
- ③市税の滞納がない
- ④同じ住所に(共同住宅を除く)介護保険の給付対象者がいない
- ~ お問い合わせ ~

 福島市 長寿福祉課 長寿支援係
 電 話 525-7657

 FAX 525-5371

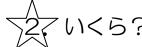
〒960-8002 福島市森合町10番1号 保健福祉センター内

## ↑ 1ァどんな工事?

利用できる方が、家の中でよく使う箇所を改修することにより、体の状態が悪くならないようにする以下の工事となります。ただし、増築や新築に伴う場合や、 劣化に伴う工事、既に着工している(終了している)工事も対象とはなりませんので、ご留意ください。着工前に事前審査が必要です。

- (1) 立ち上がりや体の移動をスムーズにするため手すりを取り付ける
- (2) "つまずかない"、または "膝への負担を減らす" ために段差を解消する
- (3) 滑って転倒しないように廊下や階段などの床材を変更する
- (4) 開き戸を引き戸へ取り替える
- (5) 和式便器を洋式便器へ取り替える

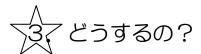
※工事内容の詳細については、次ページ以降をご確認ください。



上記改修工事における合計金額の「9/10」。 ただし千円未満の端数は切り捨てとし、18万円が限度額となります

例)30万円の見積書で、対象となる工事費が20万円の場合。

20万円 × 9/10 → 18万円(限度額)の助成を受けることが可能です。



(6)

- (1) 工事内容の検討
- (2) 最寄りの地域包括支援センターへ連絡↓ (申請書の作成)
- (3) 申込み 見積書、平面図、写真(日付入り)↓ (受付・審査)
- (4) 助成金額決定の通知が届く

1

- (5) 業者さんに連絡して工事を開始 ↓ (工事完了・工事代金支払い)
  - 地域包括支援センターへ工事完了の連絡
    - ↓ (実績報告書の作成)
- (7) 領収書(写)、写真(日付入り)、通帳の写しを提出
  - ↓ (審査・確認)
- (8) 助成金額の確定の通知と返信用の請求書が届く
  - ↓ (振込み口座の確認)
- (9) 請求書に押印して市に提出
- (10) 市から助成金額の振込み

## 施行される事業所さんへ

以下の(1)から(6)の項目ごとに対象となる工事費用を見積書から抽出の うえ、助成金額を積算いたします。見積書の作成においては、(1)から(6)の 項目ごとにまとめてくださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、劣化によるリフォーム等や既に着工している(終了している)工事は 対象となりませんので、ご注意ください。

工事の名称	エ 事 の 内 容
(1)	◎ 手すりを設置する工事
手すりを取り付ける	◎ 手すりを設置するために壁の下地を補強する工事
	△ 紙巻器つき手すりは一部のみ対象となります
	× 両側に手すりを設置する工事は対象となりません
(2)	◎ 出入口の段差を解消する工事
段差を解消する	• 玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事
	• 敷居を撤去する工事
	・床を上げる工事
	◎ 階段の勾配を緩やかにする工事
	× 浴槽等の取り替え工事は対象になりません
(3)	◎ 床やタイルを滑りにくくする工事
床材を変更する	◎ 上記工事に伴う下地や根太を補強する工事
	◎ 階段に滑り止めを行う工事
(4)	◎ 開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事
開き戸を引き戸へ	◎ 上記付帯工事
取り替える	× 取り替えではない扉の新設費用
(5)	◎ 洋式便器の費用
和式便器を洋式便器へ	◎ 洋式便器の設置費用
取り替える	◎ 和式便器の撤去費用
	◎ 水洗の和式から洋式に変更する際、配水管の長さや
	位置を変える工事費用
	△ 段差撤去に伴う壁の補修工事は一部のみ対象と
	なります
	× 水洗化に伴う工事費用は対象とはなりません
	× 洋式便座における便座のみの取り替え
(6)	◎ 対象工事に係る人的費用
その他	◎ 全体に係る諸経費等

訪問販売で勧誘されるリフォーム工事の苦情が後を絶ちません。

本事業の利用を目的とした飛び込み営業等はお断りしております。

地域包括支援センター	──────────────────────────────────────
中央	<b>リー・ボール                                   </b>
サス 森合町10-1	■◆第2方部(矢町・中町・本町・直駒町・米町・平相町・上町・杉姜町)  ◆第2方部(新町・宮町・北町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町
末 日 四 1 0 - 1 Tel 533-8891	■豊田町・舟場町・上浜町・花園町・腰浜町・桜木町)
12200 0001	●第4方部(御山町・森合町・曽根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町)
	→信夫山地区(西養山・南平・金山・狐山・狐塚畑・狐塚・下狐塚・太子堂・大日堂・堂殿
	駒山・妻夫石・大明神・御山堂殿・狩野・大山・京塚・大平山・清水山・所窪
	児石・山居上・鴇頭森・蟹沢入・立道・小金山・蝦夷穴・熊野山・熊野峠・鶴巻)
渡利	
渡利字中江町29-3	◆渡利◆南向台◆小倉寺
Tel 515-3135	
南	
田沢字入20	<b>◆蓬莱町◆清水町◆田沢◆郷野目◆鳥谷野◆太平寺◆黒岩◆伏拝</b>
Tel 547-2345	
<b>清水東</b>	▲本△▲白▲北汨刀▲畑山
北沢又字番匠田5 Tg 558-7300	<b>│◆森合◆泉◆北沢又◆御山</b>
TEL558-7300 <b>清水西</b>	▲ ●南沢又◆野田町(谷地・上谷地・高野・上高野)
<b>清水四</b> 南沢又字水門下160−3	▼常水×▼野田町(谷地・工谷地・高野・工高野) ■◆東中央(2丁目・3丁目)◆西中央◆南中央(2丁目・3丁目)◆北中央◆八島田
南次文子が17400-3 TeL591-4876	▼
信陵	
大 <del>笹</del> 生字向平13-1	◆笹谷◆大笹生(飯坂北担当以外)
Tel 557-7773	
北信東	
瀬上町字前川原37-11	◆瀬上町◆宮代◆下飯坂◆沖高
Tel 553-1555	
第三・東部	◆第3方部(東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・霞町・松山町)
- π二· π即	◆五十辺地区(岩谷・山神・大森・立石・北原・猫渕・滝元・坂登・石田・岩ノ前・山際・山居
春日町14-14	茶屋下・道前・北ノ前・田中島・舘ノ内・舘ノ前・蝦貫・矢倉下・遠瀬戸・古川
Tel 525-7888	中荒子・北中川原・高野河原下・上荒子・下荒子・本新畑・松山町・本内南下釜)
1	◆岡部◆山口◆岡島◆大波◆本内大柳
	◆本内(北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・東大柳・東慶二・南河原・南慶二・南長割)
	◆鎌田(愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原・北山・熊野・熊ノ下・下畑
	新川・新割・月ノ輪・月ノ輪山・堤下・天神平・天神平山・寅生・仲森山・西川原
北信西	沼・沼添・沼前・早津小屋・船前・古川)
<b>北语四</b> 本内字西河原5-76	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
本75于四河派5-70 TeL552-5544	▼グリ▼での対け▼ボスガけ▼ボドルスター 米型にコタバ/▼郷田(オー・木型にコタバ/
清明・吉井田	◆方木田◆吉倉◆八木田◆仁井田
吉倉字谷地52	◆第5方部(荒町・五月町・晴明町・御倉町・柳町・矢剣町・南町)
Tel 546-6222	
西部	
土湯温泉町字坂ノ上23	◆佐倉下◆上名倉◆佐原◆荒井◆土湯温泉町
Tel 594-5900	
飯坂南	
飯坂町平野字小深田1-5	◆飯坂町平野
Tel 542–8779	
飯坂北	◆飯坂町中野・飯坂町茂庭 ◆飯坂町 ▲大笠生 (冬豆・中沢・中沢西・中茂)
飯坂町中野字西高田1-2 Tr: 572-6077	┃◆大笹生(釜平・中沢・中沢西・中道)
TEL573-6077 <b>飯坂東</b>	
<b>取权果</b> 飯坂町湯野字梁尻1−1	<b>▲</b> ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■  ■
版	▼ MA^/A□1 [M]+1 ▼ MA^/A□1 /A□[M]+1
松川	◆松川町(三郷・関谷・金沢・水原・沼袋・下川崎)
松川町字産子内1-1	◆松川町浅川(光が丘・金谷川)
Tel 567-5840	
信夫	
上鳥渡字北河原2-1	◆永井川◆大森◆成川◆上鳥渡◆下鳥渡◆山田◆小田◆平石
Tel 593-0151	
吾妻東	◆第6方部(太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町・東中央1丁目 ま+ + 1 〒日 10/05/1/05/07/09 20/07/07/07/07/07/07/07/07/07/07/07/07/07
笹木野字水口下13-1 	南中央1丁目1~18/26-1/26-2/28~32-2/52-1~57/64/76~86/100-2/
Tel 555-3522	101/103-2/105/106/113~116・南中央4丁目6-1~6-3/6-5/6-6)
	■◆笹木野
<b> </b>	┃ ┃◆下野寺◆上野寺◆町庭坂◆在庭坂◆二子塚◆土船◆庄野◆桜本
任庭圾子芯洋山0-1 TeL591-3708	▼↑±ӻ寸▼┸±ӻ寸▼叫贬狄▼江庭狄▼二丁岑▼工加▼江邽▼依平
立子山・飯野	
<u>エテロ・城事</u> 飯野町字西宮平25-1	▲立子山◆飯野町
Tel 562–4110	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·